

告 示

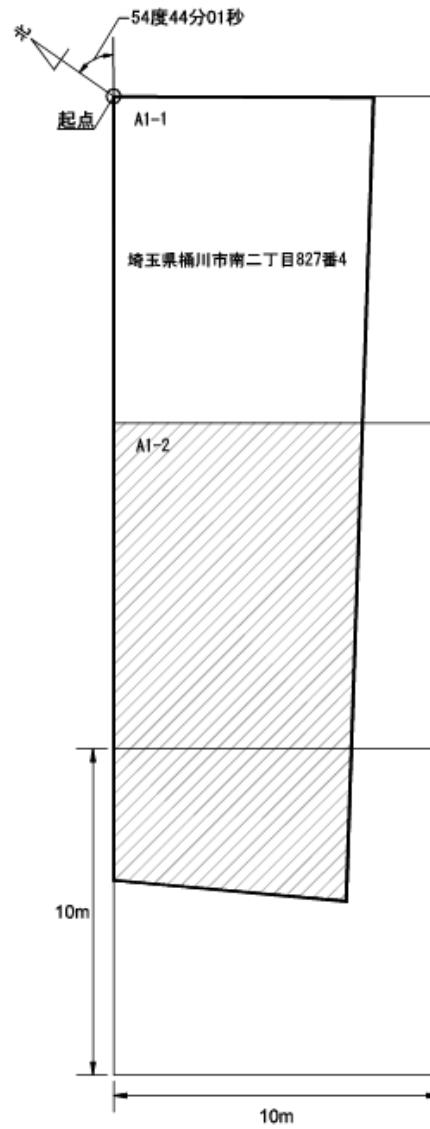
埼玉県告示第百三十三号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、平成三十一年埼玉県告示第二十一号により指定した、土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十三号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前の土壤汚染対策法第七条第一項の規定により土地の所有者等が指示を受けている区域の指定を次のとおり全部解除する。

令和六年二月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 要措置区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県桶川市南二丁目八百二十七番四の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
テトラクロロエチレン
- 三 講じられた指示措置等
基準不適合土壤の原位置浄化



〈凡例〉
— 単位区画
— 敷地境界・地番境界
▨ 要措置区域を解除する区画

〈起点〉
起点は、埼玉県桶川市南二丁目827番4の最北端とする。

〈格子の回転角度〉
54度44分01秒